

納税準備預金

2023年10月2日現在

1. 商品名(愛称)	納税準備預金
2. 販売対象	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 特に期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時お預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回(3月・9月)当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・ 毎日の最終残高100円以上について付利単位100円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	・ お利息には所得税はかかりません。 ・ 但し、租税納付以外の目的で払戻した場合にはその払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) 法人のお客さま…総合課税 * 預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合員の方は、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下の場合、所得税はかかりません。 注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	——
10. 中途解約時の お取扱い	——
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。
12. 預金保険	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
13. その他参考と なる事項	——
14. 苦情処理措 置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部(9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621)にお申し出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。